

平成 15 年 2 月 24 日  
水産庁 境港漁業調整事務所

## 韓国漁船による不法設置漁具の押収について

### 1. 隠岐北方の底刺網漁具押収

1 月 11 日から 1 月 21 日にかけて、島根県隠岐島の北方約 65 Km の日韓暫定水域に隣接する我が国排他的経済水域において、漁業取締船「かなえ」ほか 5 隻が韓国漁船による不法漁具を発見し、1 月 21 日に米子簡易裁判所から、「排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（略称：漁業主権法）」違反（無許可操業）で捜索差押許可状の発付（本年 2 件目）を受け、漁業取締船「海鳳丸」「みうら」「かなえ」「はやま」の 4 隻により、1 月 22 日から 2 月 14 日の間に、延べ 15 日間かけて漁具の押収を行った。

押収漁具の殆どが底刺網で、ズワイガニを目的に設置したものと思われる。掛かっていたズワイガニは、資源保護のため海中へ戻した。

押収量としては、日韓漁業協定が発効した平成 11 年 1 月以降の 24 件中、最大の量となっている。

日韓暫定水域のズワイガニ資源の悪化と我が国排他的経済水域の資源が回復傾向にあるためか、漁業取締船の行動を警戒しながら侵入を繰り返す状況が、昨年以降顕著になっている。

なお、境港花町岸壁に押収漁具の一部を陸揚げして、仮置きしてある。

#### （本件押収量）

底刺網 48 km、 同用ロープ 13 km  
カニ籠 4 個、 同用ロープ 0.6 km

#### （漁獲物量）

ズワイガニ 約 23,400 枚 約 15,950 kg

#### （標識放流ズワイガニの混入）

押収作業中の 2 月 1、3、6 日に、兵庫県但馬水産技術センターが昨年 6 月に同海域付近にて標識を付けて放流したズワイガニ 3 枚がかかってきたため同センターに報告した。3 枚とも生きており海中に再放流している。

## 2. 日御碕沖領海内のアナゴ籠漁具押収

2月17日、島根県漁業管理課から、同県漁業取締船「せいふう」が、島根県簸川郡大社町日御碕の南西約13Kmの我が国領海において、不法に設置されたアナゴ籠漁具を発見したとして、当事務所に通報してきたことから、2月18日に米子簡易裁判所から、外国人漁業の規制に関する法律違反（無許可操業）で差押許可状の発付（本年3件目）を受け、当所所属の漁業取締船「かなえ」により、2月21日に筒籠253個及び同用ロープ2080mを押収した。

押収した籠には、アナゴ3kgとヌタウナギ12kgが入っていた。

これらの筒籠には、製品名と思われる韓国文字のハングルが刻印されていること、また、島根県の関係漁協に問い合わせても我が国の漁業者が設置したものではないとの回答があったことから、韓国漁船が領海にまで侵入して設置したが、何らかの事情で引き揚げきれずに放置した一部とみている。

最近、韓国アナゴ籠漁船を日韓暫定水域の境界線付近で頻繁に視認していることや島根県沿岸でアナゴ籠漁具が小型底びき網漁船の網に掛かってくるとの情報から、アナゴ籠漁船についても警戒している。

## 3. 水産庁は、これらの違反操業について、韓国政府に対し事実関係の調査と違反の防止を求めていくこととしている。

### 【累計押収量】

平成15年2月24日現在

年次	件数	底刺網	カニ籠	バイ籠	アナゴ籠
11	2	44km	0個	17個	0個
12	3	0	85	275	0
13	6	39	335	0	0
14	11	180	1754	0	0
15	3	65	4	0	253
計	25	328	2178	292	253

問合せ先：水産庁 境港漁業調整事務所  
電話：0859-44-3681  
担当者：小谷